

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について

＜役 割＞

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者は、個別支援計画又は児童発達支援計画の作成及び提供したサービスや支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者。

＜業務の内容の一部＞

○利用児・者と面接し、利用児・者の状態像や環境の評価や利用児・者の希望する生活及び課題との把握等といったアセスメントを行い、適切なサービス又は支援内容の検討

○個別支援計画又は児童発達支援計画の作成と変更及び個別支援計画又は児童発達支援計画の説明と交付

○サービス提供内容又は支援提供内容の管理、サービス提供又は支援提供プロセスの管理

○個別支援計画策定会議又は児童発達支援計画策定会議の運営、サービス提供又は支援提供職員に対する技術的な指導と助言

○サービス提供記録又は支援提供記録の管理、利用者からの苦情の相談

○サービス内容又は支援内容に関連する関係機関との連絡調整等

＜サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の任用要件＞

サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者は、障害特性や障害者の生活実態に関する専門的知識や個別支援計画等の作成・評価などの技術が必要であり、以下の要件が任用要件とされています。

①実務経験（3年～8年）

※サービス管理責任者は参考資料2、児童発達支援管理責任者は参考資料3を参照

②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の修了

③「サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修（基礎研修＋実践研修）」の修了

実務経験（3～8年）①

※参考資料2、3参照

+

研修修了②+③

相談支援従事者初任者研修（講義部分）

サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修
（基礎研修＋実践研修）

※両研修の間に原則2年以上の実務経験が必要

サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置が可能

※配置が可能な状態を維持するためには、実践研修修了の翌年度から5年の間ごとに1度、更新研修の受講が必要となる。

＜配 置＞

1 障害者総合支援法に基づくサービス

以下のサービスにおいて、サービス管理責任者の配置が必要です。

障害福祉サービス	修了研修
療養介護、生活介護	サービス管理責任者研修
自立訓練（機能訓練）	
就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援	
自立訓練（生活訓練）、共同生活援助、自立生活援助	
重度障害者等包括支援、障害者支援施設※	

※同事業者等がサービス管理責任者の配置が規定されている指定障害福祉サービス事業を行う場合には、サービス管理責任者の配置が必要です。

2 児童福祉法に基づくサービス

以下の支援において児童発達支援管理責任者の配置が必要です。

障害児支援	修了研修
児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	児童発達支援管理責任者研修
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	